令和７年度第４回職員分限懲戒部会　議事要旨

１　日時

令和７年７月23日（水曜日）　10時30分～11時30分

２　場所

　　　大阪市役所本庁舎４階第１特別会議室及びＷＥＢ会議

３　出席者

　　（委員）

小林委員長（部会長）、小松委員、石原委員

（事務局：総務局人事部人事課）

　　　武村人事課長代理、池田担当係長、石田係員

４ 議　題

７月31日及び８月５日発令予定の懲戒処分等に関する要否及び量定の妥当性について

５　議事要旨

1. 以下の事案の懲戒処分等の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

* 消防局職員の酒気帯び運転による死亡事故等事案
* 消防局職員の職務専念義務違反及び公務上交通事故事案
* 西成区役所職員の酒気帯び運転事案
* 西成区役所職員の報告懈怠事案
* 東住吉区役所職員のパワーハラスメント及び職場の秩序びん乱事案
* 大正区役所職員のマイカー通勤事案
* 環境局職員の公務上交通事故事案
* 建設局職員の公務上交通法規違反事案
* 水道局職員の公務上交通法規違反事案

1. 今後の対応

任命権者においては、聴取した意見を参考に懲戒処分等を決定する。

【問い合わせ先】

　総務局人事部人事課

　電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

　メールアドレス：[ba0008@city.osaka.lg.jp](mailto:ba0008@city.osaka.lg.jp)